

開 議

大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。
なお、16番藤原民夫議員からは遅刻する旨の申し出があります。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、鈴木要一郎水道事業所長が欠席のため、佐藤剛水道事業所補佐が出席しておりますので、ご報告申し上げます。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

大沼 久議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

蒲生吉夫議員の質問

大沼 久議長 それでは、順次ご指名いたします。

初めに、順位1番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。

6月定例議会に当たりまして、10年ぶりくらいかもしれませんが、1番バッターとして順次

質問をさせていただきたいと思います。

本日通告しておりますのは、2件でございますけれども、最初、1番目の住民基本台帳ネットワークシステムを構築する趣旨として、次のように言われております。「住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードをもとに、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関などに対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人の確認情報を保護するための措置を講ずる」とされていますが、要するに簡単に言ってしまうと、国民一人一人の個人情報を11桁の番号で一括して管理し、個人情報を保護するための措置をするということでございます。

このシステムの一次稼働として、2002年8月から基本的部分が稼働し、二次稼働として2003年8月より住民票の写しの広域交付・転入転出の特例措置、住民基本台帳カードの交付などですが、いわゆるこの三つの部分の本格稼働が始まりました。国のうたい文句では、高セキュリティシステム、メンテナンス性重視の高い信頼性、既存住基システムとの親和性の高いシステム、操作性、運用性を追求したシステムとのことでありましたが、もくろみどおりにはいかになく、さまざまなトラブルが発生したことも報じられました。

こういった状況の中で、5月30日の山形新聞の夕刊と5月31日の朝日新聞に掲載されていましたが、石川県内に住む28人が、国と県、ネットを管理する財団法人地方自治情報センターを相手取り、自分たちの個人情報の削除と1人当たり22万円の慰謝料を求めていた訴訟の判決が30日金沢地裁でありました。結果は、住基ネット離脱を容認、参加強制は違憲、しかし慰謝料の請求は退けたというものでしたが、同じよう

な住基ネット裁判において、名古屋地裁は、住基ネットが本人確認という目的以外に使われることはなく、プライバシー権の侵害を引き起こすシステムではないと判断したとの正反対の判決であり、どう見るかということによって各自自治体の判断もまた変わってくると考えられますので、最初にこの件について市長の見解をお尋ねしたいと思います。

ちなみに名古屋や金沢などの判決は、当地域からは遠い存在だからということではなく、全国ネットの中で弁護士や有識者グループで提訴できる条件を整えたところでの裁判であり、住基ネットはやっぱりおかしいと考えている人を代表している裁判だと考えております。

もう少しこの項で参考にお話をしますが、4月1日発行の私も関係している住基ネット差し止め訴訟を支援する会が発行するニュース 21によりますと、金沢地裁による3月4日の原告側の最終弁論では、選択性を求める杉並訴訟から見ても原告の主張は全く正当である。右崎証言（昨年12月4日）に対する被告の反論は、証言の曲解であり反論たり得ない。住基ネットからの個人情報漏洩の危険性は日々高まっている。早期の解決を求める。との意見をつけて結審となったのであります。

一方、名古屋地裁においては、余りマスコミでは報道されない部分がかかれてあります。3月1日名古屋地裁第一次・第三次訴訟の第10回口頭弁論では、西尾進裁判長が何らの予告もなく、突然裁判の終結を宣言し、判決の言い渡し5月31日だけを言い残して退廷しました。原告側は証人尋問や原告尋問を求めてきました。また、最終準備書面の提出も計画していました。主張、立証の機会を一切与えない一方的な結審は許せない。原告弁護団は3月16日に裁判所に対して弁論再開を申し立てたという背景と経過があったの判決であります。

ほかに住基ネット差し止め訴訟として、12地

裁において審議中であり、そのほか関連する住基ネット裁判も7地裁において行われていることを加えておきます。

次に、憲法13条の関係でどう考えるかについてお聞きいたします。

憲法第13条は、ご承知のとおり個人の尊重、幸福の追求権、公共の福祉であり、すべての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。との憲法に基づき、金沢裁判の判決が下されたとの印象を強く持っています。

報道されました住基ネット金沢裁判の判決理由の要旨の中は、次のようであります。本人確認4情報、氏名、住所、生年月日、性別と住民票コードは、自己情報コントロール権の対象となる。住民個人の情報が瞬時に集められ、個々人が行政機関の前に、丸裸にされるような状態になる。経費節減である行政事務の効率化実態は、正当な行政目的だが、住基ネットが住民のプライバシーの権利を犠牲にまでして達成すべき高度の必要性があるとは直ちには認められない。原告の差し止めることで行政事務遂行上、特段の不都合が生じない限り、請求を認めるべきだ。としているように、住基ネットに関する各条文は、憲法第13条に違反するというものであり、全く異論を挟む余地がない判決と感じたところであります。

13条の関係から考えると、2002年8月から住基ネットが稼働したわけですが、2003年5月までの個人情報保護法が未整備などの理由で、杉並区、国立市、中野区、国分寺市、矢祭町などの自治体は参加せず、横浜市はネットワーク参加を個々の住民の選択にゆだねる方式を採用したのでありましたが、このような経過をたどったことも含めてどのように考えるかをお答え願いたいと思います。

3番目に、住基カードの交付が伸びない理由は何かについてお聞きいたします。

先日、担当課より住基ネット第二次サービス、県内の状況について資料をいただきました。平成15年8月から平成17年3月までの住基カードの交付数は、44市町村の合計で2,160件ですから、県民の約0.15%程度だと思えます。一桁の交付数が14自治体という低調ぶりです。ちなみに長井市の場合、平成15年度が17件、16年度が15件で合計32件ということですから、人口の約0.1%でほぼ長井市の管理職程度と見えています。15、16年度の交付予定数は、どのように設定していたか定かではありませんが、かなり下回った数字なのではないでしょうか。

この傾向は、本県のみならず、全国的な傾向なのではないかと思われまます。国主導で進めるむだ遣いは多々ありますが、行政施策の費用対効果という面から見ると、これくらい非効率な行政施策は近年にない失策と私は考えています。なぜなのか、私は単純に考えて、市民にとってメリットは何も見つからないからだと考えますが、国にとっては、国民の4情報を一括管理、集積できるといううまい味があると思われまます。事務担当者としてのお考えをお聞かせ願いたいと思ひますが、国が言っていた住民負担を軽減し、サービス向上が図られます。国、地方を通じた行政改革が進みます。と言ひしていますが、本当でありましようか。

4番目に、これまでの運用でセキュリティー対策は万全と考えるか、についてお聞きします。

これまでの運用といっているのは、長井市だけのことを言っているのではなく、全国のネットワークなわけですから、事務担当者として得た情報を整理する形でお聞かせを願ひたいと思ひます。

ちなみに、上智大学文学部新聞学科教授の田島泰彦氏は、東京地裁にあてた意見書の中で、「個人情報保護法が制定されても全国民の個人

情報を中央集権的に一括管理する住基ネットは、大量の個人情報漏洩され不正使用される危険を格段に高めるだけでなく、個人の情報が過度に官に管理され乱用される危険も大きい。大量の個人情報が商売の道具として使用されたり、不正に悪用されたと考えるとぞっとせざるを得ない。現にアメリカでは、官民で広く利用されてきた社会保障番号について、他人の番号を盗用した犯罪が多発し、深刻な社会問題となっている事実が報告されている」として思ひます。

さらに続けて、「プライバシーや人間の尊厳、地方自治などの原則を含む日本国憲法に相応しい制度かどうか疑念を生じる。もし何らかのネットワークが必要であるとしても、住基ネットのような中央集権的なシステムを強制すべきではなく、個人や地方の主体性を最大限尊重する緩やかな自治的、分散的なシステムを下から積み上げていく方式が望ましい」と言ひておひます。お考えをお聞かせを願ひたいと思ひます。

さらに、4月1日から個人情報保護法が完全施行されました。この法律は、官民間問わず適用されるわけですが、一方、大量閲覧制度は、何人にも公開され、何人でも取得することができるとして思ひます。長井市において、例えば前年度において大量閲覧などが何件かあったのでありましようか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

この項の5番目に、基本は、個々人の了解を得るべきではないかについてお尋ねいたします。

現在、長井に住所を持つ市民の全員分の氏名、住所、生年月日、性別の4情報と住民票コードを国の機関に提供して思ひますが、金沢地裁判決で命じているように、少なくとも市民個々人から本人情報の削除の申請があった場合、それを認めるべきだと思ひておひます。手続的にはどうなるかわかりませんが、現行は、市民の個人情報が無条件に提供されているわけですから、市民の選択に任せなければならないと思ひて思ひますがご見解をお伺ひしたいと思ひます。

2番目に、大明神ザクラの国の天然記念物指定に伴い、周辺の計画的整備についてお聞きいたします。

6月1日の市報に書いてあるとおり、国の文化財審議会において、5月20日に大明神ザクラが国の天然記念物に指定について、文部科学大臣に対する答申が行われたとのことであり、ことは開花時期は10日以上遅かったものの、国指定になって大変よい花が咲いたと感じております。第10回草岡の大明神ザクラ保存会総会が4月23日、例年の開花予定日周辺になりますが、開催されており、事業報告の中で、金田勝年参議院議員を初め、多くの関係者の努力により国指定への尽力をいただいたことが報告されました。

また、今年度の事業計画において、国指定になった場合、国指定の記念碑を建立するなども含めて計画されているようであります。保存会の会長、高世重右工門氏の長年の念願がかなってということではありますが、同氏の大明神ザクラについて書いた文章で西根史談話会発行の西根の歴史と伝承第一集に収められているものの中から一部を紹介いたします。

「昭和7年9月発行された平凡社の百科事典によると、桜の老樹名鑑として日本全国が目通り(幹囲)3.3メートル以上、最高13.63メートルまでの老樹の樹名、幹囲、所在地が記載されているが、久保の桜は、5番目の10.605メートルで、草岡の大明神桜という樹名で9.70メートルとして7番目に載っている」。途中省略しまして、最後のところに「数百年の長い歴史の流れの中で、風雪に耐えて生き栄えてきた名巨樹が我が故郷にあることは、私たちの誇りである。こうして見事なすばらしい桜として長生きしているのも横山家代々のそれこそ子々孫々の家人が皆こぞって大切に、桜の周囲をいつもきれいに管理している丹精の賜ともいえよう。地域の人々もよくこの名桜を理解し、陰に日に協力

していききたいものだ。家人の都合もあるうが、近き将来、国の指定記念物にできないものかと独想しながら名老桜記を擲筆する。昭和53年10月28日」と27年前の文章であります。

そこで、1番目の久保ザクラの樹勢回復事業として10年以上前に複数年かけて行われた記憶があります。土中に酸素を供給するために土の入れ替えなどの作業、老木なので枝折れを防ぐための支柱の設置、踏害防止のための木道の設置などが行われたと思いますが、その費用、期間、その他の具体的作業内容について、大明神ザクラ周辺整備の参考になると考えますのでお聞かせを願いたいと思います。

2番目に、大明神ザクラの周辺の条件は、久保ザクラとは大きく違っております。個人の屋敷の中にあること、すぐ近くに建造物や農業施設などがあること。置賜さくら回廊に入っていますが道路側から見えないし、歩いて入るにも往来するときは肩が触れ合うくらいの幅しかないことなどが上げられますが、そのほかどのように考えておられるかをお聞かせを願いたいと思います。

3番目に、地元の要望などをどうとらえているかについてお聞きいたします。

4月23日の草岡の大明神ザクラ保存会総会に助役初め関係する課長も出席していましたので、地元の要望などどのようなことかとらえられたと思いますが、私もその後関係者にお話をお聞きしました。総会に事業として出されていた記念碑の建立については、市からの助成を初め、会員、有志から寄附をお願いしたいということのほかに、現在の簡易トイレではなく、いわゆる公衆トイレがあればということや、桜の南側の道路から真っすぐに入れるようにしてほしい。そのためにも民有地の杉林の周辺を整備してほしいなどあります。ここについては市当局がどのようにとらえているかについて見解をお願いをしたいと思います。

4番目に、全体の配置、整備計画についてお聞きいたします。

さきにも触れましたように、桜の木そのものの周辺もほとんどが民有地でありますので、国の指定に伴い老木ですから樹勢回復事業などで、どこまで、何ができるかわかりませんが、管理団体である長井市が積極的な姿勢で臨まなければならないのではないかと考えているところでございます。

担当者と地元の保存会組織があるわけですから、積極的に協議を進め、例えば記念碑を建立するにしても、しっかりと全体の整備計画を立てた中で順次進めていくことが大切だと考えています。

見解をお伺いいたしまして壇上からの質問といたしたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

大沼 久議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お答えをします。

まず、第1の名古屋地裁、金沢地裁の正反対の判決をどう見るかということですが、IT社会の急激な進展の中で、住民負担の軽減、住民サービスの向上、国、地方公共団体を通じた行政改革のため、行政の高度情報化の推進、電子政府、電子自治体の構築が必要と言われております。住基ネットは、こうした要請にこたえるための基礎となる全国共通の本人確認を実現するシステムであると思えます。今般住基ネットの差し止め訴訟におきまして、金沢地裁の判決は、憲法13条で保障されていると主張した自己情報コントロール権に、思想・信条など人格の中核をなす情報ではなく、住基ネットに提供された氏名、生年月日、性別、住所といった基礎的情報も自己情報コントロール権の対象になると指摘をしております、憲法上のプライバシーの概念を大きく拡大する判断でありました。

また、住基ネットからの離脱を求めた原告に

適用する限りにおいては、住基ネットは、憲法13条に違反するとしたものでありますが、名古屋地裁の判断は、住民基本台帳の本人確認情報は、以前からだれでも閲覧でき秘匿の必要性が高くないと指摘し、住基ネットが本人確認以外の目的に使われたり、プライバシーを侵害するような危険なシステムは認められないというふうにして、違憲性は否定したものであります。

判断が分かれましてのは、住基ネットで扱う氏名や生年月日、性別、住所の4情報と、11桁の住民票コードをどう見るかでありました。金沢地裁の判決は、住民票コードに着目をしまして、行政機関に税金や年金等々、さまざまな個人情報が集められている。住民票コードをマスターキーにして別々に保存されている情報を結びつけると、個人が情報機関の前で丸裸にされるような状態になるとしたものであります。名古屋地裁は、住基ネットが本人確認という目的以外に使われることはない。したがって、プライバシー権の侵害を起こすシステムではないと判断したものであります。

議員ご指摘のとおり、住基ネットを巡り同じような主張が全国で10数力所争われておりますので、これからもいろんな判断が出るかと思えます。長井市としましては、これからも国の方針に沿って、従来どおり住民基本台帳ネットワークシステムの適切な運用に努めてまいりたいと思えます。

なお、金沢地裁の判決について、石川県と地方自治情報センターは、6月6日月曜日に控訴状を提出したというのを申し添えておきます。

そこで、何も住民にとってプラスがないじゃないかというような点についても、転入地、転出地の通知のオンラインが可能になる。それからパスポートの申請で住民票が不要になる。共済年金の現況届が不要になるというような効果も徐々にプラスされてきていると私は思っているところであります。

2、3、4、5につきましては、市民課長から申し上げたいと思います。

次に、大明神ザクラの国の天然記念物指定に伴い、周辺の整備計画をという項ではありますが、まず、きょうもお見えですが、高世会長さんを初め、地元の皆さんが本当に頑張られたということでありまして、若干、例えば長井市、一つの自治体に桜だけで二つも天然記念物をつくるのはどうかとかですね、順番は別のものがあるとか、必ずしも積極的でなかったところが多々あったんです、関係のところでは。しかし、それをやっぱり乗り越えて天然記念物に指定されたというのは、まず地元の皆さんの盛り上がり、そして関係された皆さんのご協力のたまものであり、私は、長井市として全国にも例がない桜の、久保ザクラと大明神ザクラが二つも国指定の天然記念物になるということは誇りでもありますし、地元の皆さんのすばらしい活動のやっぱり成果でもありますし、さらに、観光等について大変やっぱりプラスになってくるのではないかというふうに思っておって、近ごろうれしいことが幾つかありますが、その一つであると私も思っております。

そこで、久保ザクラの樹勢回復についてですが、ご存じのように久保ザクラは大正13年12月9日に国指定の文化財となりまして、昭和54年の4月に大風で枝が折れるなどの被害を受け、大正期に行われた客土の影響で水分の浸透が悪く根が枯れてきたと。平成2年には幹回りの柵を撤去し、木道を設置した。その後、県文化財保護委員の大津先生に指導を受けながら、土壌改良や寄生植物の除去など、樹勢回復の工事を実施してまいりました。特に、平成10年度から3力年間、11年度、12年度に保護増殖工事として、土壌入れ替え工事と水分調整管理設工事を実施し、結果として養分を吸収する細根が伸び、葉のつきもよくなり、色も明るくなりました。枝葉も多くなるなど効果が出ていると私は思い

ます。

なお、具体的に費用等も含めて担当課長から申し上げたいと思います。

次に、大明神ザクラのある周辺の条件をどう見るかということではありますが、草岡の大明神ザクラは、地元保存会の皆様の精力的な活動があって、5月20日に国の文化審議会から、国の天然記念物に指定するような答申が出されました。正式決定までには事務手続等を残すだけでありますので、7月ごろに官報に告示される予定のようであります。

草岡の大明神ザクラは横山秀一氏個人の所有でありまして、周辺には作業小屋やビニールハウス、シイタケ栽培の杉林等もあります。また、駐車場から桜の木までの道路が狭いなどの状況があるわけではありますが、国の天然記念物ということで、多くの人が見学に訪れるには、最高の環境にあるとは言えないと思います。しかし、三春の滝ザクラ等も見ますと、駐車場は相当遠くにありまして、そこをゆっくり歩きながら、あの地域の景観を見、遠くから桜を見て、だんだんだんだん近づいていってというような、必ずしもど真ん中に、すぐ近くに駐車場等があるとか、非常に便利だとか、設備がどうであるとかということについては、それぞれ苦労して、逆に言えば少し歩きながら見るということも、非常にある意味では木のよさがわかるということの環境もいろいろさまざまだと思います。

桜の木の西側と南側にある杉林は日照を少し阻害しているとは思いますが、これは防風林の働きもありますので、専門家と協議してどうするかを対応しなければいけないと思います。

桜の木の周りの水分調整につきましては、平成12年と13年に実施しました保護増殖工事の中で水分調整管理設工事をしておりますから、水分の調整については問題はないと思います。

今後、教育委員会が主となるとと思いますが、大明神ザクラの樹勢保護の観点から、保護管理

区域の中にある作業小屋や庭木につきまして、文化庁が調査した際の意見もあります。県の意見もあります。今後、所有者とも十分に話し合い、ご理解をいただいて、これをどうするかを検討していきたいというふうに思っているところであります。

地元の要望をどうとらえているかということについてであります。昭和48年に長井市指定文化財になりました。平成11年には県の指定文化財になりました。私が市長になって1年目でありますね、ならせていただいて。これまで駐車場の用地の取得など要望にはそれぞれ担当課で対応させていただきました。しかし、財政再建を最優先しなければいけないという中から、地元の皆さんにとっては非常に不十分だと思います。そう思われたと思います。その後、平成12年度と13年度県の補助を受けまして、保護増殖工事ということで水分調整管の埋設、土壤改良とともに一緒に実施してきたというのは、さきに述べたとおりであります。

今回、国の指定になるということで、決定した段階で記念碑を建立したいという保存会の意向を、当時私は別の会議に行っておりますので、助役から報告を受けました。お聞きしたところ、桜の木の南側に借地して建立したいということでありますが、6月11日に保存会の役員会が開催され、どうするかを検討されるようであります。費用につきましても保存会の事業計画に市より助成、会員有志より寄附金をお願いするとなっておりますが、まだ、これは具体的な話はこれからでありますから、なお役員会等のご意見を踏まえて、記念碑、あるいは常設トイレ、あるいは直接入れるようにどうするかというような要望等も、出てきた段階で検討させていただきたいと思います。

ただ、いわゆる石の大きな建立などというのは、私は百周年記念でもよく申し上げたんであります。自分の小学校のときですね。これは

やっぱり当時の頑張った人たちの記念にはなるわけですが、何十年かたちますと、それはやっぱりまた邪魔になったり、いろいろと問題も出てくるということでありまして、今、私は、全国では木柱で、さわやかにというようなこともありますから、何年に指定になったということだけ観光に来られた皆さんにわかっただけがいいという説もありますので、いろんな意味で簡素にして、環境に適合したそういったことを考えていかなければいけないというふうに思っておりますし、地元の皆さんにも申し上げるつもりであります。

最後に、全体の配置整備計画であります。これは国や県の指導をいただいて、特に担当する教育委員会、文化生涯学習課等が周辺整備も含めた具体的な計画につきましては、所有者の横山さん、それから保存会の皆様、関係各課と十分な協議をしていかなければならないと思っております。これは、18年以降は第1期の財政再建計画が終わりますから、今度は基本構想、基本計画にのっとって具体的にこの10年で取りかかるものとして計画に上げながら、しかし財政状況等も勘案しなければいけない。18年以降は、きのうも市長会で議論が出たんであります。16年に一遍に地方交付税2兆9,000億円減らされて大混乱をした。予算組めないというのが出てきた。それがあから17年は前年並みにすることにしたわけですが、今度は、財務大臣の方は4兆3,000億円ぐらい減らすというんですね。結局、地方交付税の原資となる住民税、法人税、酒、たばこ、それから消費税等の各32、35、32、25、29.5の、その基本のところの22兆円というのは、バブルの一番、平成1、2年であります。今十一、二兆円あります。そこに、全く合わせるといふようになってまいりますと、合併しないところは大幅に減ります。これは、20%、30%減るのは覚悟しなければいけない。段階的に5年ぐらいでやるん

でしょうけれども、そうすると、財政再建をした長井市といえども容易ではない。まして、これからというところは、あるいは規模の小さいところは大変なことになるという危機感がございます。

ですから、市長会も闘う市長会になるべきだと。会長は全国選挙でやるべきだと私はぶち上げてまいりましたら大変な拍手をいただきました。やっぱり闘う地方六団体、その仲介にならなければいけないということの中で危機感が非常に持たれておりますので、こういったこともやっぱり文化財の保護ということは非常に大事であります、市民生活とのバランスを考えて、これから検討を加えていかなければいけないというふうに思っておりますので、議員の皆様にも保存会の皆様にもご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

大沼 久議長 大滝昌利教育長。

大滝昌利教育長 蒲生吉夫議員の大明神ザクラについてのご質問にお答えをしたいと思います。市長の方からほとんど答弁がされているわけですが、久保ザクラの樹勢回復については、今年度支柱立てかえ工事を予定しています。現在支柱が70本ほどですが、専門家の話ですと、支柱が多過ぎると幹の成育に影響すること、53本ということで今年度予定をしているところです。

大明神ザクラの周辺整備については、樹勢保護という観点から教育委員会の方で検討をしたいというふうに思っていますが、先ほどもありましたけれども、管理保護区域の中に杉林、あと庭木、作業小屋、それに北側の水路なんかがあります。それが大明神ザクラにどういう影響を与えるのかというふうなことも、昨年9月に文化庁の方から本間調査官という方が来られていろいろ見ていかれました、その話も聞いています。湿気については、水分調整管理設工

をしていますので、先ほどあったように問題はないということですし、杉林についても功罪があるということで、この辺も検討を要するんじゃないかというふうに思います。

ただ、庭木については、できるなら移した方がいいが今のところ問題はないと。作業小屋については、保護区域内にありますので、これについては、移転の方向で検討をしたいというふうに思っているところです。いずれにしても所有者である横山さんと十分話し合いをしながら、また、保存会の方々のいろんなご協力もいただきながら保護をしていかなければならないんじゃないかなというふうに考えているところです。

以上です。

大沼 久議長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 蒲生議員のご質問にお答えをいたします。

住基ネットが憲法13条の関係でどう考えるのかということですが、住民基本台帳の本人確認情報は、以前からだれでも閲覧できまして、秘匿の必要性が高くないと考えられ、住基ネットが本人確認以外の目的に使われたり、プライバシーを侵害するような危険なシステムとは認められないと考えております。

また、住民票コードは、住民票の記載事項にすぎず、行政機関からの住民に対する呼称として氏名などにかわり住民票コードの数字が用いられるという性質のものではありません。また、今日においては、膨大な情報を管理する便宜上、情報整理のための番号等を用いて個人ごとの情報を管理することは日常生活のさまざまな場面において通常に行われていることでもあります。したがって、住民票コードの割り当て、あるいはその使用により人格権、あるいは何らかの人格的利益が侵害されたものとは認められないと考えているところであります。

次に、住基カードが伸びない理由というふう

なことでございますが、平成17年3月までで全国で約54万枚、平成16年3月末に比べて29万枚増加をしております。全国的な交付枚数としては依然として少ないものの着実に増加していると考えております。個別団体では、宮崎県宮崎市が4万9,000枚、岩手県水沢市では5,000枚など、証明書自動交付機の導入が多く65団体ほどございます。印鑑登録証明書としての活用が22団体、図書館サービスとしての活用が14団体、証明書自動作成として12団体、公共施設予約が9団体、地域通貨の商店街ポイントサービスで8団体というふうなことで利用がされているようでございます。

長井市では、議員おっしゃるように32件でございます。16年3月末と比べて15件伸びております。山形県13市の中では12番目というふうなことでございます。なかなか伸びない理由に、独自メニューがないことが上げられておりますが、公的個人認証サービスによる税金のインターネット申告も開始されておりまして、今後住基カードの活用が期待されます。このほか住基ネットワークシステムにおける本人確認手段としての活用や、公的な身分証明書としての活用が期待されているところであります。

住基ネットのメリットのところでは、毎日の転入、転出の通知のオンライン化が今行われております。また、パスポート等の申請にも住民票が不要になったり、共済年金の現況届が不要になっているところであります。そういうようなことで、効率がよくなっているというふうなことでご報告をさせていただきます。

それから、これまでの運用でセキュリティー対策は万全と考えるかということでございますが、住民基本台帳ネットワークシステム運用に当たりましては、住基ネットによる住民サービスより個人情報の保護を最優先とする基本方針でございます。市組織の内部的なセキュリティー対策については、セキュリティー規程及び要

綱により対応を行い、外部からの脅威に対しましては、緊急時対応計画によりましてネットワークの切断を基本として個人情報の保護に努め、県及び全国センターとの連携によりさらなる防止対策を図っていく所存でございます。

この部分でございました長井市の大量閲覧というふうな話でございますが、長井市では平成16年の閲覧件数について34件でございます。そして、3,850世帯分の閲覧がされております。

最後になりますが、住基ネットに登載する基本は、個人の人の了解を得るべきでないかというふうなお話でございます。住基ネットを利用するかどうかは自治体や個人の選択にゆだねられるべきとのご指摘であります。市町村が作成する住民基本台帳は、住所関係を公表する制度として、また各種行政の基礎となる制度としまして、住民の意向にかかわらずすべての住民を記載することとしており、その上に構築される住民基本台帳ネットワークシステムもすべての住民の本人確認情報が記載されていることが前提となっております。

仮に住民選択性をとれば、住民基本台帳ネットワークシステムで本人確認ができるもののできないものが混在することとなり、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理や、国の機関等への本人確認状況の提供において総合的に効率性が阻害され、全国ネットワークとしての機能を失くなるものでございます。したがって、住基ネットにおいては、住民選択性は認められないものというふうにご考えておりまして、これは住民基本台帳法に対して違法であるというふうな認識を持っているところでございます。

以上でございます。

大沼 久議長 梅津敏昭文化生涯学習課長。
梅津敏昭文化生涯学習課長 ただいまの蒲生議員の方から大明神ザクラの参考にしたいというふうなことで、実際に久保ザクラの方でどのよ

うな工事をやったかというようなご質問ございました。

久保ザクラについては、平成2年度以降の工事の状況について申し上げたいと思いますが、寄生植物の除去、こけ等でございますが、それからあと、腐朽部の除去ということで腐れた部分の除去です。それから当然消毒処理、それから土壌分析をしながら土壌改良、それから樹体腐朽処理ということで、これも腐れた木の部分の処理であります。それから暗渠排水路の設置、それから支柱の調整、それから立てかえ、そして土壌の入れかえ、それから平成2年の木道設置というようなことをやっております。

それぞれ経費については、今持っていませんけれども、実は、大明神ザクラにつきましても平成12年度、それから平成13年度、保護増殖工事ということをやっております。平成12年度については、水分調整管の埋設工事、それから支柱設置、それから樹木消毒養成という大きく三つの工事、事業をやっています。このときの費用が総額で163万円ほどかかっております。それから13年度には、水分調整管埋設工事、それから柱設置工事、同じく樹木消毒養成工事というようなことで、12年度と同じような工事をやっておりますけれども、このときの経費が190万円ほどかかっております。

以上、もし参考になればというふうに思います。

大沼 久夫議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 丁寧に答弁いただきましたので、全体的には了としたいと思います。最初の個人情報保護法の部分について、住基ネットについて、ここの部分が答えられていないと思うんです。行政効率が余りにも悪いのではないかというふうなことで、利用者が32人です。どの程度かかっているのか、そこの部分についてお聞かせ願いたいのと、私もこのカードを持っていません。必要ないから持たないんですが、

市長、持っていますか。どうですか、教えてください。

大沼 久議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 持っておりません。それも今のところはということであります。

大沼 久議長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 費用対効果ということでございますが、資料等が今手持ちございませんで、お答えすることができません。ただ、常にはスイッチを入れていつでも住基カードを出せる状態にしておくことで電気代がかかっております。当初設置したときの費用と、そしてカードの購入代金と、設置必要と購入代金が今かかっているというふうなことでございまして、その当時の数字につきましても、ちょっと今わかりません。後にお答えをさせていただきたいと思えます。

大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 もう既に稼働して3年目ですから、そういうシステムというのはどれぐらいもつかわかりませんが、普通コンピュータですと5年とか6年とか7年ぐらいで大体更新になると思うんです。そういう意味では、カード発行しているのが32人でどれぐらいかかっているかという、とっても効率の悪いシステムなんではないかというのが、まず一つあります。あとは裁判でやっていることもありますので、後でその部分の費用、全体の費用で現在発行されているのが32人だということでもありますから、後でいただければいいというふうにしたいと思います。

大明神ザクラの方についてもかなり丁寧に答弁いただいておりますが、私も調べてきたんです、さまざま。新聞に載っていたのは400何十年ぐらいかなとか、1,200年と言っているけれどもとかなんか書いてありましたけれども、そこは余り私は問う必要ないんだというふうに思います。ただ、私調べているうちにちょっと

気になったのは、こういう「長井の文化財」という本があるんです。平成2年に発行されたものなんですけれども、これの年表の中には、久保ザクラの国指定になったのは、確かに13年というふうになっているんです。ところが、この中の写真の載っているところに、大正10年に国の天然記念物に指定された巨木であると。こういうところはやっぱり直しておかなければならない部分ではないかなというふうに思うんです。これも「現在では420年の老木であるが」と平成2年のことを言っているんですが、ほかのパンフレットやなんか全部1,200年というふうにしてはいるんですよ。また、これに草岡の桜という写真入りでこういうのがあるんです。これには「樹齢、樹高とも久保ザクラを上回ったのではないかと見られる」と、こういうふうを書いてあるんですね。教育委員会の発行で平成2年ですから、私ら議員になってからですからよくわかるものなので、そういう指定された日やなんかというのは、樹齢というのはやっぱり中空洞になってくると数える方法がないですし、切って年輪数えるわけにもいかないわけですね。ですから、これはやっぱり中空になっているわけですから、それぞれにいろんな意見はあるにしろ、ロマンはロマンとして残しておけばいいんでないかなというふうに私は感じているんです。

そこで、さくら回廊のパンフレットがありますね。置賜さくら回廊のパンフレット、これにはPと書いてあるのはパーキング、駐車場がありますと。WCと書いてあるのは、トイレがありますと。あと、だんごのマークが書いてあるんですね、売店がありますと。こういうマークがパンフレットに載っているんです。それでもトイレというのはポータブルトイレを置いているんです、あそこに。その期間借りて。そこはやっぱり国指定の記念物、これまでは県指定のわけだけでも、これは何とかしなければいけないというふうに私は思っているんです。具体

的にその辺についてはお答えなかったものですから、教育長の答弁を求めたいと思います。

大沼 久議長 大滝昌利教育長。

大滝昌利教育長 大変答えにくいご質問ですが、私の方、教育委員会の方は、先ほども申し上げましたように、保護管理区域内の樹勢保護に関するそういう整備計画といいますが、そういう方をということで検討していますので、周辺整備については市当局の方でお願いしたいと思います。

大沼 久議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 先ほども触れたと思いますが、記念碑、それからトイレ、あるいは行く道路等について、地元の皆さんのご要望があるというのは、私もことしは行けませんでしたがけれども、かなり出席しておりますからわかっているつもりであります。

したがって、申しあげましたように、18年以降の長井市の基本計画等で具体的にそれに上げながら財政状況を見ながら整備をさせていただきたいと思います。

大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 やや時間が参っておりますので、最後に一つだけお願いして終わりたいと思います。せっかくそういうふうな国指定になるというふうなことから、きちっとそれに関係するパンフレットみたいなものをつくって、そんなにしっかりしたカラー刷でなくてもいいんですが、やっぱり指定記念パンフレットみたいな格好でわかるようにしていただけたらいいんでないかなというふうに思いますので、そういうご意見を申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

高橋孝夫議員の質問